

広島県公安委員会告示第 17 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 31 年 3 月 14 日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

検定 番号	検 定 の 有効期間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
8P1326	告示の日 (平成 31 年 3 月 14 日)から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	P ショウパイロッ ク EJC	株式会社銀座 代表取締役 後藤 正人 (東京都品川区西品川一丁 目 1 番 1 号住友不動産大崎 ガーデンタワー)	左同
8P1399	同上	同上	P ぱちんこ GANTZ2 RM6	株式会社オッキー. 代表取締役 山田 道幸 (愛知県名古屋市天白区中 砂町 145 番地)	左同